単品スライド条項の手続きフロー（新城市建設工事請負契約約款第２６条第５項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期限等　　　　　　　　　　　手続き項目 | 様式 | 備考 |
| 請　求　日・対象材料の証明・１％判定・スライド額（案）算定原則４５日前２か月以上１４日以内７日以内工　期　末スライド変更契約スライド額確定スライド額協議開始スライド額協議開始日の通知 | 様式４様式4-1様式３様式１様式２ | ・発受注者から請求・スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。・発注者から受注者に通知 |

（注）運用に関する様式、手続きフローは、国土交通省又は愛知県を参考に作成していますが、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。